

町田市立小・中学校集団宿泊行事参加費補助金交付要綱の一部改正について

1 改正理由

集団宿泊行事に中学校１年生又は２年生の生徒が参加する移動英語教室を加えるため及び補助対象経費に航空賃を加えるため、改正するものです。

2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

- (1) 集団宿泊行事の定義に関する規定を改めます。(第３関係)
- (2) 補助対象経費に航空賃を加えます。(第６関係)
- (3) 補助金の交付額に関する規定を改めます。(第７関係)
- (4) その他文言の整理を行います。

3 施行期日

２０２０年４月１日から施行します。

町田市立小・中学校集団宿泊行事参加費補助金交付要綱の一部を改正する  
要綱

町田市立小・中学校集団宿泊行事参加費補助金交付要綱（2018年4月1日  
適用）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>第3 定義</p> <p>この要綱において「集団宿泊行事」とは、町田市立の小学校の第6学年の児童又は中学校の生徒（以下「児童等」という。）が参加する宿泊を伴う学校行事のうち、<u>次に掲げるものをいう。</u></p> <p><u>(1) 修学旅行その他これに準ずる行事</u></p> <p><u>(2) 移動英語教室（市長が別に定めるものに限る。）</u></p> <p>第6 補助対象経費</p> <p>補助の対象となる経費は、第5に規定する補助対象事業に要する経費のうち、交通費（バス借上料、<u>鉄道賃又は航空賃</u>に限る。）とする。</p> <p>第7 補助金の交付額</p> <p>補助金の交付額は、次の各号に掲げる場合に 応じ、それぞれ当該各号に定める基準額と第6に規定する補助対象経費に係る実支出額から<u>他の制度による補助金その他の収入の額を控除した額</u>とを比較して、いずれか少ない方の額とする。</p> <p>(1) 主な交通手段としてバスを利用する場合 クラス数（バスの台数がクラス数未満の場合にあっては、バスの台数）に<u>市長が別に定めるバス1台当たりの単価</u>を乗じて得た額を、集団宿泊行事に参加する児童等の人数で除して得た額</p> <p>(2) 主な交通手段として<u>鉄道又は航空機</u>を利用する場合 <u>市長が別に定める1人当たり</u> の単価</p>	<p>第3 定義</p> <p>この要綱において「集団宿泊行事」とは、町田市立の小学校の第6学年の児童又は中学校の<u>第3学年の生徒</u>（以下「児童等」という。）が参加する宿泊を伴う学校行事<u>その他これに準ずる行事</u>をいう。</p> <p>第6 補助対象経費</p> <p>補助の対象となる経費は、第5に規定する補助対象事業に要する経費のうち、交通費（バス借上料<u>又は鉄道賃</u>に限る。）とする。</p> <p>第7 補助金の交付額</p> <p>補助金の交付額は、次の各号に掲げる場合に 応じ、それぞれ当該各号に定める基準額と第6に規定する補助対象経費に係る実支出額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。</p> <p>(1) 主な交通手段としてバスを利用する場合 クラス数（バスの台数がクラス数未満の場合にあっては、バスの台数）に別に定めるバス1台当たりの単価を乗じて得た額を、集団宿泊行事に参加する児童等の人数で除して得た額略</p> <p>(2) 主な交通手段として<u>鉄道</u>を利用する場合 別に定める1人当たりの単価</p>

附 則

この要綱は、2020年4月1日から施行する。